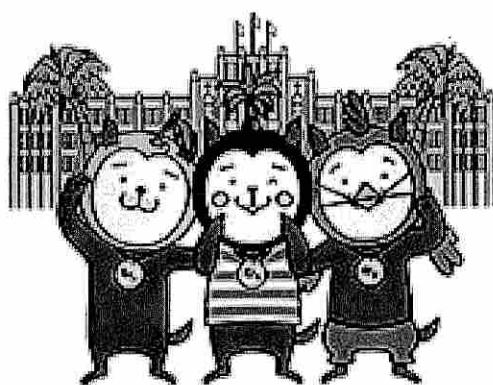


中学校における
特別支援教育
ガイドブック



宮崎県教育委員会



日本の
ひなた
宮崎県

はじめに

平成26年（2014年）1月20日、日本政府は「障害者の権利に関する条約」を批准しました。同条約の第24条「教育」では、インクルーシブ教育システムの構築を図るとともに、障がい者の権利の実現のために必要なことの一つとして、「個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。」が示されています。また、第2条「定義」において、「障害を理由とする差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。」とされていることについても十分に認識しておく必要があります。

学校にはどの教室にも、授業に集中して取り組むことが難しい子どもや、基礎的な内容が定着しにくい子どもが見られます。中には、友だちとのトラブルが絶えない子どもや、理由がはっきりと分からぬまま不登校になってしまう子どももいます。

このような子どもたちの中には、障がいのある子どもが含まれていることがあります。

中でも、小・中学校の通常の学級や高等学校で学んでいる子どもについては、本人の障がいの有無だけが注目され、障がいがあるという理由だけで通常の学級ではなく、特別な教育の場の必要性のみが対応として考えられてしまうことがあります。

しかし、今後、先に述べた条約の理念を踏まえた対応を図るには、学校全体の支援体制や学習・生活指導など様々な観点からそれまでの指導や支援を振り返り、可能な限りほかの子どもたちと共に学ぶことに配慮しながら合理的配慮を検討し、本人・保護者との合意形成を図りながら実践していくことが求められます。

合理的配慮の実践に当たっては、管理職をはじめ全ての教師が、「障がいのある子どもたちが障がいのない子どもたちと共に学ぶ姿」を追求する姿勢をもつことが大切です。

このような状況を踏まえ、これまで県では、県内を7エリアに分け、関係機関や特別支援学校、拠点校の機能を生かしながら、幼・保・小・中・高等に在籍する発達障がいを含むすべての障がいのある子どもが、県内のどの地域においても、特性に応じた質の高い指導・支援を一貫して受けられるよう特別支援教育推進体制を構築してきました。各エリアにおいては、学校への巡回指導やエリア研修の実施など、特別支援教育の視点からの学校力向上への取組が推進されているところです。

本ガイドブックは、思春期の心理的発達が始まる時期の中学生への支援についてまとめました。中学校で大いに活用していただき、教職員の意識向上をはじめ学校全体の特別支援教育の一層の推進に役立てていただきたいと思います。

平成28年3月

宮崎県教育庁特別支援教育室

目 次

はじめに

1 特別支援教育とは	1
2 困難さに対応した適切な支援	3
3 特別支援教育の体制整備	4
4 特別支援教育の取組の実際	7
支援のアイデア I	13
支援のアイデア II	24

<資料>

主な発達障がいの定義について	33
関連用語	34
子どもと教師のための実態把握シート	35
合理的配慮の提供に関するガイド	41



1 特別支援教育とは

(1) 特別支援教育の意義

「特別支援教育」は、障がいのある子どもたちが自立し社会参加するために必要な力を培うため、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

「特別支援教育」は、教育的支援を必要とする子どもが在籍する認定こども園・幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校において実施されます。通常の学級に在籍する発達障がいのある子どもも含めて、特別な支援を必要とするすべての子どもが対象となることから、校長（園長）をはじめ、教職員全員が「特別支援教育」について十分に理解することが必要です。

また、「特別支援教育」は、障がいの有無やその他の個々の違いを認めつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる「共生社会」の形成の基礎となるものです。したがって、特別支援教育は、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味をもっています。



(2) 「特殊教育」から「特別支援教育」への転換

学校教育法の一部改正により、平成19年4月から、これまでの特殊教育に変わり特別支援教育がスタートしました。特殊教育では、障がいの種類や程度に応じ、特別な場で教育が行われていましたが、教育的支援を必要とする一人一人の教育的ニーズに応じた教育を行う特別支援教育に転換しました。また、この教育の対象として、新たに知的な遅れのない通常の学級に在籍する学習障がい（LD）や注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等の発達障がいのある幼児児童生徒が含まれることになり、従来の特別支援学級や通級指導教室に加え、認定こども園・幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において実施されることになりました。



(3) 管理職のリーダーシップによる特別支援教育の推進

特別支援学級の教育は、校内教職員の共通理解の基に協力や支援、協働の体制ができてこそ、児童生徒が確かに育つよりよい教育が実現できます。そのためには、校内の全ての教職員が特別支援学級に対する正しい理解と認識を深めることがとても大切になります。

特別支援学級の担任は、児童生徒の確かな成長と可能性を追求する専門性が求められ、また、通常の学級担任は、発達障がいのある児童生徒に対する基本的な理解と実践的指導力が求められています。

そこで、管理職がリーダーシップを發揮し、管理職や特別支援教育コーディネーターが校内の教職員に対して、理解・啓発を積極的に行うなどの取組が校内の特別支援教育を推進することになります。

校長の責務

校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを發揮しつつ、次に述べる体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。

また、校長は、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする幼児児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要である。

文部科学省「特別支援教育の推進について（通知）」（平成19年4月1日）

「校内教職員に対する理解・啓発」

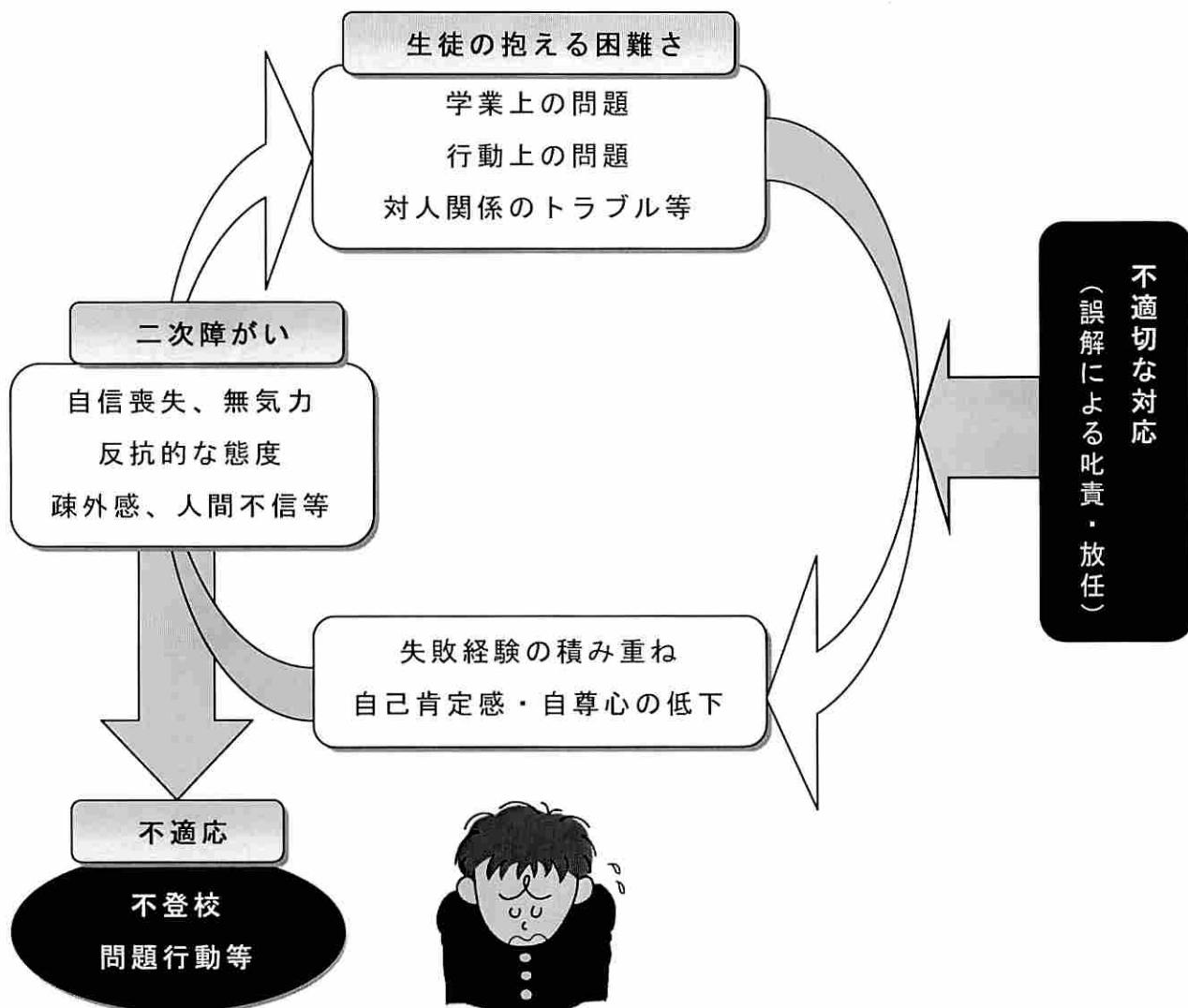
- 職員の研修（特別支援学級担任や特別新教育コーディネーターが情報提供）
- 配付物の利用（学級通信、学年通信、学校便り、特別支援教育便りなど）
- 職員会議・打合わせ等
- 公開授業、研究授業、研修報告等

「管理職のリーダーシップ、こんな視点から」

- 学校経営計画の中へ特別支援教育の視点を明確に位置づける。
- 特別支援教育の基礎的な知識を理解し、教育課程の編成を担任任せにしない。
- 日常的に特別支援学級の児童生徒とその保護者とふれあう。
- 集会や会議において、特別支援学級の話題についてよく取り上げる。
- 校内における支援体制を機能させる。

2 困難さに対応した適切な支援

発達障がい等の生徒は、さまざまな困難さを抱えているので、それに対処するための適切な支援が必要です。もし、適切な支援が不足すると、失敗経験を繰り返すことで、自己肯定感や自尊心が低下し、本来の障がいとは別の新たな情緒面や行動面の問題を抱えることがあります。それが二次障がいです。二次障がいが起こると、本来の障がいに伴う困難さの克服がさらに難しくなります。



このような悪循環にならないために、適切な支援が必要です！

支援の例

- 頭ごなしに叱らない
- 分かりやすい指示
- 得意なことに着目
- 自信の回復
- ほめ方の工夫
- 適切な課題の量 等

3 特別支援教育の体制整備

発達障がい等の生徒一人一人を支援するためには、校内委員会の設置と特別支援教育コーディネーターの指名により校内支援体制を整備し、学校全体で取り組むことが大切です。

(1) 校内委員会の設置

校内委員会とは、教育的支援を必要とする生徒の実態を把握し、教職員の共通理解を図りながら、一人一人の生徒に必要な支援を複数の教職員で検討する校内組織のことです。

校内委員会は、学校の規模や教職員構成等に合った方法で設置することができます。

〔校内委員会の設置方法例〕

- ① 既存の分掌等を整理・統合する。
- ② 生徒指導部など既存の分掌の機能を拡充する。
- ③ 新たに分掌として設置する。
- ④ 校内研究組織等を発展させる。

〔校内委員会の構成例〕

- 校長、教頭、教務主任、
- 特別支援教育コーディネーター、
- 学年主任、生徒指導主事、
- 養護教諭、特別支援学級担任
- 通常の学級担任、教科担任 等

(2) 特別支援教育コーディネーターの役割

特別支援教育コーディネーターは、校内委員会の推進役であり、校内の連絡調整をし、外部機関等との窓口となります。

「特別支援教育を行うことは、即専門機関との連携」ではありません。状況に応じた段階的な支援を行っていくことが必要です。学級や学年、校内全体で工夫できる支援の実践や、それを推進するための校内委員会やケース会議の開催など、校内体制の整理とスムーズな運営が重要です。また、教育相談を通じて保護者との連携を密に図り、支援体制を充実させていくことも考えられます。

中学校では、小学校に比べ、教科担任を中心としたより多くの教職員が関わります。また、教育的支援が必要な生徒は、学習面や生活面、対人関係面等に多くの課題を複雑に抱えていたり、二次障がいへの対応が求められたりするため、一貫した方針の下での支援が特に重要です。したがって、担任が一人で支援を担うのではなく、対象の生徒に関わるすべての教職員が、個々の生徒の教育的支援について理解し、どこでも、いつでも共通した支援を組織的に行えるようにすることが大切です。そこで、次に示すような「気になる生徒の支援体制チャート」(P. 6)を参考に、学校での特別支援教育の校内支援体制を各校の実態に応じて整備することが重要になります。

(3) 学校での支援段階

① レベルⅠ 学級での指導の工夫



気になる生徒の存在に、担任が気付くことが大切です。実態把握シート等を活用して、気になる生徒の実態を把握しましょう。保護者と面談等で情報交換を行うことも必要です。指導の工夫を試みて問題が好転すれば、しばらく経過を観察し、記録に残しましょう。

② レベルⅡ 学年職員による支援

学級での支援で効果が不十分な場合は、学年職員による支援を求めます。学年会等で気になる生徒の課題や支援の在り方について共通理解をもった後、教科担任を含め、すべての教科で再度指導や支援の工夫を行います。保護者と連携しながら支援を継続し、問題が好転すればしばらく経過を観察しながら具体的な支援の方法を記録に残します。特別支援教育コーディネーターに、状況を報告しておくことも重要です。

③ レベルⅢ 校内全体の協力による支援

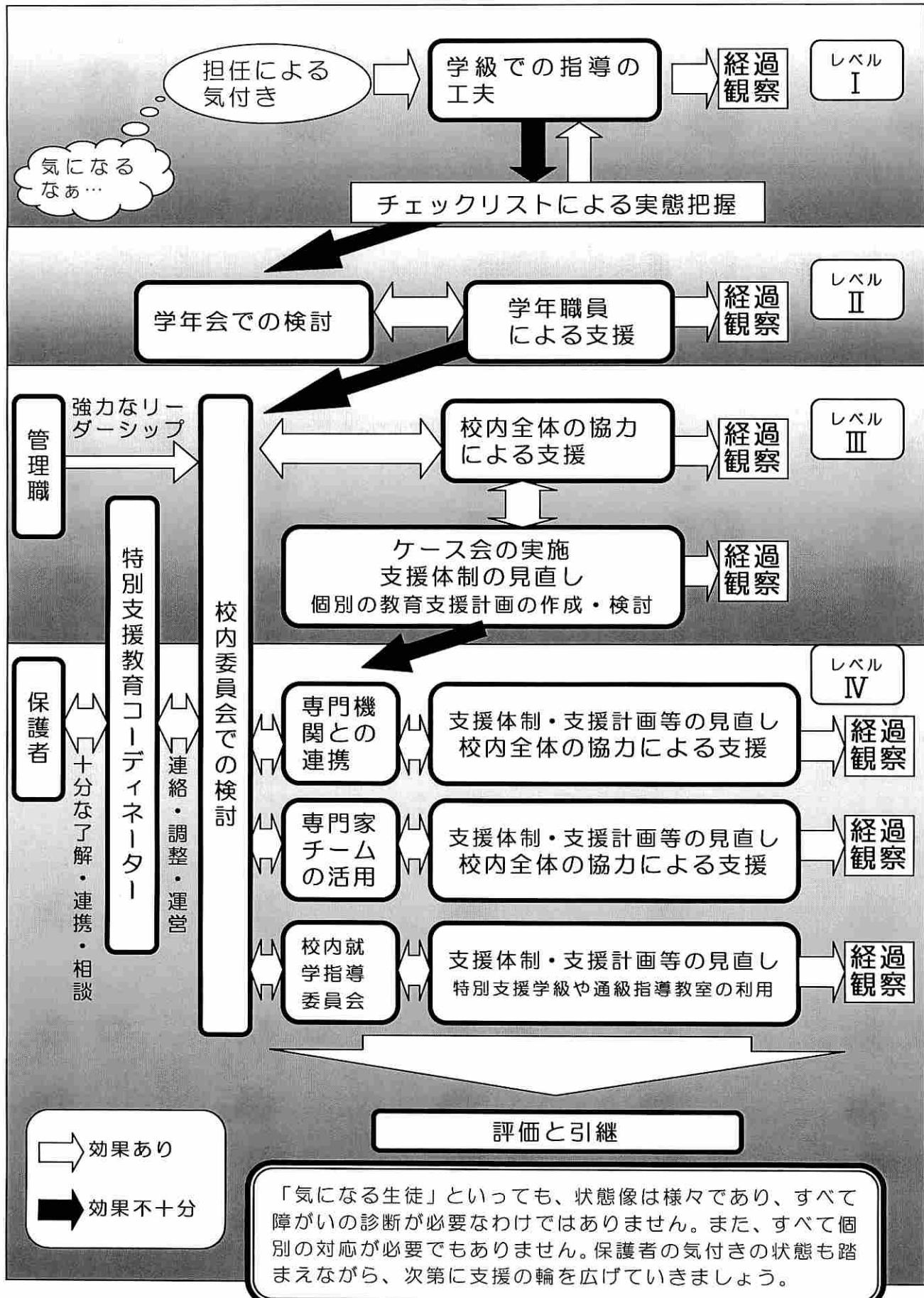
学年における支援で効果が不十分な場合には、校内支援体制による支援の検討が必要です。管理職や特別支援教育コーディネーターが中心となり、校内委員会で検討しましょう。保護者の十分な了解のもとで、ケース会の実施や支援体制の見直し、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・検討を行います。校内の様々な人的資源も活用し、校内委員会を中心に具体的な支援体制の方法を検討します。管理職の強いリーダーシップのもと、校内全体でしっかりと支援体制を築くことが、その後の保護者との信頼関係を深めることにもつながります。

④ レベルⅣ 専門機関との連携による支援

校内全体で支援を行っても、なお効果が不十分な場合や保護者から専門的な助言を求められている場合には、特別支援教育コーディネーターが中心となって、専門機関に状況を報告し、支援を求めることが必要となります。本人の相談・受診を専門機関につないだり、研修やケース会において専門家の情報提供・助言を求めたりします。関係機関と連携する上では、事前に実態をまとめた資料を提供できるよう整理しておきましょう。また、具体的にどのような支援や助言を求めているのか学校として整理しておく必要があります。



気になる生徒の支援体制チャート



4 特別支援教育の取組の実際

(1) 中学校での支援の気付き

基本的には、小学校の特別支援学級や通級指導教室、または、通常の学級で行われてきた支援が中学校へ引継がれることになりますが、中学校段階で新たに、不登校やうつ傾向、非行や暴力等の二次的な障がいとして現れる場合があります。それは、中学生が、急速な身体面の成長や成熟を特徴とする思春期の心理的発達が始まる時期にあるからです。自意識が発達し、家族との結びつきが弱くなる一方、学校をはじめとする仲間との関係性が強くなっていきます。反面、他者からの評価が気になり、極端な自己中心的行動や精神面での不適応行動に陥ることもあります。

このような状況が背景にあるため、中学生に見られる学習や行動の困難さが、発達障がい等によるものかどうか判断がつきにくい場合も多くあります。しかし、発達障がい等のある生徒は、このような困難さに対して周囲が理解を示さず不適切な対応を継続すると、学習上や生活上の困難さに加え、自尊感情の低下を招き、不登校や非行、暴力等の二次的障がいを示すことも少なくありません。

したがって、学習指導や生徒指導を行う際には、「問題の背景に、発達障がい等による困難さがあるかもしれない」と考える適切な気付きの視点をもつことが大切です。

気になる生徒の行動



○ 学習面

- ・説明や指示の聞き落しが多く、聞いていないように見える。
- ・板書を一定の時間内に書き取ることができない。
- ・特定の教科が極端に苦手である。

○ 行動面

- ・集中できず、常に体の一部を動かしている。
- ・整理整頓が難しく、大事な物をよく忘れたりなくしたりする。
- ・特定の物や順番等への強い固執がある。

○ 対人関係面

- ・場面や状況に合わない発言や行動をする。
- ・冗談や暗黙の了解が通じずに、言葉通りに受け止めてしまう。
- ・一方的に自分の話を続けてしまう。

※ このような特徴がいくつかあてはまる生徒は、教育的支援を必要とする生徒であると言えます。

(2) 実態把握の方法

学校では、特別な教育的支援が必要な生徒の存在や状態を確かめ、一人一人に応じた適切な支援を行うために、生徒の実態把握に努める必要があります。中学校では、支援を要する生徒の行動等の背景に、様々な要因が複雑に絡んでいる場合が多くあるため、多面的な情報を収集し丁寧に実態を把握することが重要です。学級担任だけではなく、その他の教科担任や養護教諭、部活動担当、生徒指導担当、また、保護者や対象生徒が関わる関係機関、小学校からの情報も集約します。また、生徒の示す困難さについての情報だけでなく、生徒の願いや得意な面、うまく行動できた状況等についても把握し、支援に生かすことが重要です。

実態把握の方法

- 行動観察
- 面談等による本人や保護者からの聞き取り
- 対象生徒に関わる教職員等からの聞き取り
- 指導の記録や成績の分析等
- 本人の提出物や学習の記録、ノート、作品等
- 特別な教育的支援の必要性を把握するチェックリスト
- 各種心理検査等

実態把握の内容

- 学力・学習の状況
- 性格・行動の状況
- 対人関係・社会性の状況
- 生育歴
- 相談歴
- 医学的な所見
- 本人や保護者の願い

(3) 学級での支援

中学校の授業は、教科担任制であるため、生徒の特性や支援の方法について、全職員が共通理解しておくことがとても大切です。例えば、書くことが苦手な生徒について、どの教科でも書く活動の時には、マス目の入ったプリントを使用させたり、衝動的で集中することが困難な生徒には、実験や実習の際に安全面に配慮したりするなど、どの教科担任も同じような支援ができるよう共通理解を図っておくことが必要です。

(4) 校内委員会の開催

中学校の校内委員会は、生徒指導主事や進路指導主事、養護教諭、スクールカウンセラーなど二次的な障がいや進路等を視野に入れたメンバーで構成する必要があります。学校の状況によっては、他の委員会等、校内の既存の組織を活用することも可能です。保護者や関係機関と連携したり、関係する教職員の共通理解を図ったりすることも必要です。また、特別支援教育推進のための校内研修も企画・運営します。

(5) 「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」の作成

教育的支援を必要とする生徒が、将来にわたって自立し社会参加していくためには、多くの関係者や関係機関による一貫した支援が必要です。このため、卒業後までを見据えた長期的な視点に立ち、対象生徒のニーズを把握して、関係機関の連携による適切な支援を行うために「個別の教育支援計画」を作成することが必要になります。

「個別の教育支援計画」は、対象生徒に関わる保護者や医療、福祉、労働等様々な分野の関係者、関係機関が話し合いながら、一人一人のニーズや支援の目標、内容、評価について具体的に記述していくものです。

さらに、この「個別の教育支援計画」に基づき、各学校において対象生徒の実態や教育的ニーズに応じた適切な指導を行うために「個別の指導計画」を作成していきます。生徒の実態やニーズによっては、支援を早期に開始するために、「個別の指導計画」を優先して作成する場合もあります。

(6) ケース会議の開催

ケース会議は、校内委員会での検討では支援方策の具体化が十分でなかった場合等に、必要に応じて、対象の生徒の関係者が集まって「個別の教育支援計画」等を基に、さらに協議を行い、生徒への関わり方の方針や具体的な支援の方法等を決めるものです。校内委員会よりさらにメンバーを精選し、少ないメンバーで機動力を発揮して検討できるようにします。保護者の協力の下、必要に応じて対象生徒に関わる医療や福祉等の専門家を招き、多面的にケースの検討を行います。ケース会議では、参加者が意見を十分に出し合い、共通理解した上で検討を進めることができることが、実際に支援を行っていく上で大変重要です。ケース会議の内容は、校内委員会で報告し、関係する教職員の共通理解を図ります。

(7) 支援の実際

特別支援学級や通級指導教室ではもちろん、通常の学級での各教科の指導においては、個々の生徒がどのようなことで困っているのかを把握し、その生徒に合った効果的な支援の方法へとつなげていくことが重要です。教科の特性に応じた支援の仕方や分かりやすい説明の仕方、課題の分量やプリントのレイアウト等、個々のニーズに応じた内容や方法を工夫し、教職員間で共有して生かすことが重要です。

また、発達障がい等のある生徒は、周囲の状況や対応の仕方によって、大きく状態が変化します。些細なことで集中できなくなったり、反対に少しの配慮で落ち着いて取り組むことができたりすることを十分理解し、適切な環境や対応について工夫していくことが重要です。さらに、対象の生徒だけでなく、周りの生徒たちへどのような指導を行うかも重要となります。教育的支援を必要とする生徒

は、周囲の生徒たちの関わり方に大きく影響を受けることがあるので、集団づくりや仲間づくりを考慮した学級経営や生徒指導が重要です。

(8) 保護者との連携

中学校の段階では、保護者の子どもについてのとらえ方がある程度固まっている場合があり、問題が表面化してから相談につながるケースが少なくありません。また、高等学校への進学を間近にしてからの相談も見受けられます。二次的な障がいを予防するという観点から、できるだけ早めに保護者に気付きの目をもってもらう必要があります。保護者への特別支援教育についての情報を積極的に提供することや、保護者を、連携して支援を行う重要な関係者の一人であると捉え、情報を共有するとともに、家庭と学校とが役割分担して支援することが望まれます。

また、保護者の障がい理解が十分でない場合は、慎重な対応が必要となります。この場合、保護者の気持ちを受け止め、生徒の学習活動の様子や良さなどの話題を提供しながら、学習面、生活面での困難なども伝え、十分話し合い、徐々に理解を促進することが大切です。



(9) 小学校との連携

中学校においては、小学校や保護者からの情報提供を待つだけではなく、気になる生徒については入学前から、特別支援教育コーディネーターを中心に関係担当者が小学校との連絡会を開くなど、積極的に実態把握に努めることが大切です。

その際には、学習等に関する困難な状況を把握するだけでなく、得意なことや小学校での具体的な支援の工夫についても情報を得るようにし、どのような環境や条件が整えば生徒が本来持っている能力を十分に発揮できるかについての情報を得ることが大切です。

また、保護者の了解の上で、小学校からの「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の引継ぎはとりわけ重要です。

(10) 関係機関との連携

校内委員会等で検討し、組織的、計画的な支援を行っても、十分な成果を上げることが難しい事例では、特別支援学校等の専門機関との連携を図ることが必要な場合があります。専門機関と連携を図り、助言等を依頼する場合には、事前に校内委員会での検討を行い、これまでの支援の計画や経過についてまとめるとともに、依頼したい内容について十分協議をしておく必要があります。専門機関及びその活用の例には次のようなものがあります。

専門機関

- 特別支援学校（特別支援教育チーフコーディネーター及びコーディネーター）
- エリア拠点校（エリアコーディネーター）
- 通級拠点校（通級指導担当者）
- 教育研修センター
- 児童相談所
- 発達障害者支援センター
- 障害者職業センター 等

関係機関の活用例

- 校内体制構築に向けた指導助言
- 特別支援教育に係る校内研修の講師の依頼
- 心理検査等の実施
- 生徒への適切な教育的支援についての助言
- 健康・心理、行動面に係る支援についての医師等からの助言
- 生徒の進路、就労についての労働関係機関からの助言

(11) 生徒の人権に抵触しない配慮～本人と周囲の生徒との関係に配慮～

本人へ障がい名を伝えることは、本人の意思を十分に尊重し、保護者と医療機関とが連携しながら、特に慎重な配慮をもって行う必要があります。

ただ、学校生活を送る中で、周囲の適切な理解が必要な場合があります。その際には、障がいかからではなく、個人差として受け止め、「誰にでも得意なことや苦手なことがある」、「生徒一人一人の存在や考え方は基本的に尊重されるべきである」等をしっかりと押さえることが大切です。

障がい理解をすすめることは非常に大切なことですが、教育的支援を必要とする「生徒＝発達障がい」という考え方方が固定観念にならないよう、十分な配慮が必要です。チェックリスト等の使用上の留意点にもあるように、困難さを抱えている生徒は発達障がいだ、という言い方や捉え方をしないよう配慮することが大切です。そのため、ラベリング（レッテル貼り）の恐ろしさについても十分理解しておく必要があります。

障がい理解は、あくまで、生徒に対する支援の方策や校内支援体制の確立のためにするものであって、決して生徒の人権に抵触しない配慮をすることが大切です。過去に、学級担任が生徒に対して「あなたは発達障がいです」という旨の発言をした例があります。また、保護者が本人に対して、発達障がいであることを告知しているケースや、告知していないケースもあり、教師はもとより、周りの生徒に対しても慎重に対応する必要があります。

(12) 保護者の同意や理解を得た上で関係機関とのつなぎ

相談や診断を受けるために関係機関につなぐときに、保護者の理解を得ることが難しい場合があります。特に多いのは、診断をめぐる場合の連携です。「学校から突然、『発達障がいの特性があるから、病院で診断を受けてきてください』と言われて、とても傷つきました。」と、保護者が話された例があります。家庭にはそれぞれ事情があり、子どもに対する保護者の想いも様々です。診断は医師のみが行うものであり、学校側が憶測で診断名を付け、いきなり診断を受けることを勧めるというのは、保護者に対して、自分の子どもが障がいのレッテルを貼られたり、学校が責任回避のためにするのではないかという大きな不安を抱かせることになります。保護者を関係機関につなぐ場合は、「一緒に解決していきましょう。」「今後、子どもに応じたより効果的な支援を行うために専門家の意見を参考にしたい。」というような保護者の不安に寄り添う姿勢で行うことが大切です。



- 本人や保護者に対して、「診断名」「障がい名」を限定するような発言は絶対にしてはいけません。
- 発達障がいをはじめ、それぞれの障がいは特性を示す「障がい名」で「病名」ではありません。
- 薬で治す「病気」ではありません。その人が一生付き合っていく「特性」です。
- 特性によって、社会生活を送る上で「支障や不都合」が生じるようであれば、「障がい」があると診断されます。
- たとえ診断名が同じであっても、一人一人の特性の現れ方は異なります。
- 「特性」は本人の一部であって、すべてではありません。
- 成長段階における周囲の支援（関わり方）によって、本人の状態は大きく変化します。